三　次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該記載事項の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。

イ　当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行つた場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ　当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

四　当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿つた運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

2　前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　事業者　個人事業者（業務を行う個人をいう。以下この項において同じ。）及び法人をいう。

二　判定期間　次に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ次に定める期間をいう。

イ　個人事業者　当該電磁的記録の提供を受けた日の属する年の一月一日から十二月三十一日までの期間

ロ　法人　当該電磁的記録の提供を受けた日の属する事業年度（法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次号において同じ。）

三　基準期間　個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度（当該前々事業年度が一年未満である法人については、その事業年度開始の日の二年前の日の前日から同日以後一年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）をいう。

3　保存義務者が、災害その他やむを得ない事情により、法第七百五十条第三項に規定する総務省令で定めるところに従つて当該記載事項に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明したときは、第一項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該総務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができなかつたと認められるときは、この限りでない。

第二十八条から第三十条まで　削除

第三十一条の二の二中「基づき国土交通大臣」の下に「（道路運送車両法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会。以下この条において同じ。）」を加え、「道府県知事」を「地方団体の長」に改める。

附則第二条の九の次に次の一条を加える。

（法附則第九条第二十二項の取引）

第二条の十　法附則第九条第二十二項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

附則第三条の二の二第一項中「第四条」を「第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで」に改め、同条第五項中「第六条」を「第六条第一項（第四号に係る部分を除く。）」に改める。

附則第三条の二の十六中「が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当する」を「について行う同項に規定する増築等の工事に要した費用の額（附則第三条の二の十八において「増築等の工事に要した費用の額」という。）が三百万円以上である」に改める。

附則第三条の二の二十一を附則第三条の二の二十二とし、附則第三条の二の二十を附則第三条の二の二十一とし、附則第三条の二の十九の見出し及び同条第一項中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第二十三項」に改め、同条第二項中「附則第七条第二十二項第一号」を「附則第七条第二十三項第一号」に改め、同条を附則第三条の二の二十とし、附則第三条の二の十八第二項中「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条を附則第三条の二の十九とし、附則第三条の二の十七の次に次の一条を加える。

（政令附則第七条第二十一項の証明がされた家屋）

第三条の二の十八　政令附則第七条第二十一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋について行う増築等の工事に要した費用の額が、千万円又は当該家屋の取得価額の百分の一に相当する額のいずれか多い額を超えるものであることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

附則第四条の七第七項中「、木材注薬業」を削る。

附則第四条の九の二中「令和元年度及び令和二年度」を「令和三年度及び令和四年度」に改める。

附則第四条の十中「第四条の二」を「第四条の三」に改める。

附則第四条の十一第二項第一号中「第四項第一号」を「第五項第一号」に、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改め、同項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、「第六号」の下に「、第三十九条の二」を加え、同条第八項を削り、同条第七項中「車両安定性制御装置をいう。以下この条」を「車両安定性制御装置をいう。第十一項及び第十四項」に、「衝突被害軽減制動制御装置（同項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。以下この条」を「衝突被害軽減制動制御装置（同条第四項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。第九項及び第十四項」に、「又は車線逸脱警報装置（同項に規定する車線逸脱警報装置をいう。以下この条」を「、車線逸脱警報装置（同条第四項に規定する車線逸脱警報装置をいう。第十項及び第十四項」に、「のいずれか二以上」を「及び側方衝突警報装置（同条第四項に規定する側方衝突警報装置をいう。第十二項及び第十七項において同じ。）」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項第二号中「第六号」の下に「、第三十九条の二」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法附則第十二条の二の十三第二項に規定する空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とする自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証において空港アクセスバスである旨が明らかにされているものとする。

附則第四条の十一第九項を削り、同条第十項中「附則第十二条の二の十三第四項第一号」を「附則第十二条の二の十三第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「附則第十二条の二の十三第四項第一号」を「附則第十二条の二の十三第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　法附則第十二条の二の十三第四項に規定する側方衝突警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第六十七条の五及び第百四十五条の五の基準とする。

附則第四条の十一第十三項中「附則第十二条の二の十三第四項第三号」を「附則第十二条の二の十三第四項」に改め、同条第十五項を次のように改める。

15　法附則第十二条の二の十三第五項第一号に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

附則第四条の十一第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「附則第十二条の二の十三第八項」を「附則第十二条の二の十三第七項」に改め、同項第二号中「第七項までの規定の適用を受けようとする場合」を「第六項までの規定の適用を受けようとする場合」に、「同条第四項第三号、第五項第三号及び第四号、第六項第三号並びに第七項に掲げる自動車（バス等を除く。）」を「同条第四項、第五項第三号及び第四号並びに第六項に掲げる自動車」に改め、同号イ中「第七項」を「第六項」に改め、同号ハ中「附則第五条の二第二項」の下に「及び第七項」を加え、同項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

18　法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める被けん引自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において被けん引自動車である旨が明らかにされているものとする。